

学校給食センターの食物アレルギー対応までの手順

アレルギー対応希望があることを学校に相談する。

1. 食物アレルギー対応食希望

2. 献立細案等の配付希望

3. 飲用牛乳類の除去希望

4. 給食を一切食べない、または飲料のみ給食の提供を受け、弁当を持参

引き続き中学校で食物アレルギー対応を希望する場合は、在籍する小学校で申請に必要な書類を受け取る。
中学校入学後、新たに食物アレルギー対応を希望する場合は、中学校から書類を受け取る。

【配布書類】

- ・食物摂取制限に関する申出書
- ・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）※1※2
- ・中学校進学に伴う食物アレルギー対応に関する書類の提出について

保護者は進学する中学校へ、期日までに書類を提出する。小学校で対応食をしておらず、中学校から対応食を希望する場合は、給食センターへ電話をし、説明を受ける。

【提出書類】

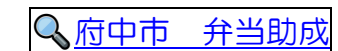
- ・食物摂取制限に関する申出書
- ・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
- ・中学校進学に伴う食物アレルギー対応に関する書類の提出について

保護者は進学する中学校へ、期日までに関係書類を提出する。

【提出書類】

- ・食物摂取制限に関する申出書
- ・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
- ・中学校進学に伴う食物アレルギー対応に関する書類の提出について

申請により、助成金の交付を受けることが可能です。申請書類は府中市ホームページからダウンロードするか、学校からお受け取りください。書類は学校にご提出ください。ご不明な点がございましたら、給食センターにお問合せください。





中学校内に設置されている「食物アレルギー対応委員会」において内容を審査し、それぞれの対応区分を決定

中学校の食物アレルギー対応委員会が開催する面談に、保護者と給食センター栄養士が参加する。（小学校より継続の場合は3月。中学校より対応食を希望する場合は、書類提出後随時）

給食センター栄養士から保護者に次の書類を配付

【配布書類】

- ・学校給食食物アレルギー対応食申込書

保護者は中学校に次の書類を提出

【提出書類】

- ・学校給食食物アレルギー対応食申込書

給食センターは、食物アレルギー対応委員会で審査した書類を確認後、中学校を通して「学校給食食物アレルギー対応食決定通知書」を送付する。その後、記載されている開始日より食物アレルギー対応食を提供する。

中学校で審査した書類を給食センターで確認後、献立細案等を学校へ送付

中学校から保護者に献立細案等を配付

中学校で審査した書類を給食センターで確認後、飲用牛乳類の除去を実施

※年度途中から対応を希望する場合は、給食センターへ20日までに申請書類が届くと、翌月1日から対応開始となります。提出は学校経由となるので、早めの提出をお願いします。

留意点

- ※1 文書料が発生する場合は、保護者の方の負担になります。ご理解とご協力をお願いいたします。
- ※2 食物アレルギー以外の理由（乳糖不耐症等）で飲用牛乳の除去を希望する場合は、飲用牛乳類の除去が必要であることが分かる、医師による診断書等の提出が必要です。書式は問いません。